# 資料 1

# 住宅再建・復興まちづくりための加速化措置 ( 住宅再建の加速化 )

			\ <u> </u>	七行注の加承に(	
課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	   主な具体的対応(第2弾) 	現在の主な対応状況	課題と今後予定している主な施策
<u>住宅再建の加速</u> 化	・住宅再建等の時期の目安 を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりの ための加速化のタスクフォー スを設置		・これまでに公表した住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の対応状況、課題および新たな具体的対応を省庁横断的に情報共有するため、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」第4回会合を開催	
		②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表		「住まいの復興工程表」を2回公表。 【1回目】25年3月7日(24年12月末現在のデータ) 【2回目】25年4月26日(25年3月末現在のデータ)	・住宅等の供給時期が「調整中」となっている地区の早期解消に向け、計画の具体化や手続きの進捗に向けた作業を進める。 (防災集団移転促進事業や土地区画整理事業に係る大臣同意や事業認可について、本年度上半期には、概ね完了ができるよう目指す) ・「住まいの復興工程表」は四半期に1回更新することになっており、次回は25年6月末現在の工程表を公表予定。
				・「住まいの復興工程表」の公表により被災者の方に住まいの確保について見通しを持っていただきつつ、漁業集落防災機能強化事業(漁集事業)による住宅の高台移転・嵩上を推進	
				・61事業90地区に復興交付金を配分済(うち37地区で高台移転等の住宅用地整備を実施 ・高台移転団地について、9地区で着工、1地区で完成、1地区で一部完成・水産業復興のための移転跡地整備等について、計画検討中	
	・実現及び加速化のための 措置を実施		おける土地取得困難地での計	画の柔軟な変更を可能とするため、軽微な変更の範囲を拡大した旨を通知(25年3月27日)	・防災集団移転促進事業における事業計画の変更手続きの 簡素化については、既にこれを活用した届出も出てきてい る。しかしながら、地形等の影響で全体的に事業費が増える 傾向にあり、補助対象事業費の20%以上の計画変更が避け られない場合についてもケースによっては簡素化の要望が あることから、対応を検討する予定。
				・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(25年4月3日)	
				・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日)	
					・土砂や資材の置き場などの確保が課題との声があることから、防災集団移転促進事業により取得した点在する土地について、計画的に集約を行うための交換が可能である旨を明確化するなど、関係省庁と連携して検討する予定。 ・都市・水産の連携による事業の推進(防集事業等との一体
					計画、切土の流用等)

## 住宅再建・復興まちづくりための加速化措置 ( 用地取得の迅速化、 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化 (1))

		( //17-15-42	可以近途10、全成	文化别光伽测重切间系化"处还化 (1) /	
課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況	課題と今後予定している主な施策
用地取得の迅速化①	(国のノウハウの提供)	①関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)		・津波被災市町村が抱える課題の解決を支援 平成25年3月以降、復興庁、関係省庁等が連携し、市町村の用地担当者が直面する課題の相談にのり、市町村の担当者と共にその解決に取り組んでいるところ 【参考】訪問・打合せ実績 《岩手復興局管内》 大船渡市(3/4)、陸前高田市(3/4)、釜石市(3/8)、大槌町(3/8)、宮古市(3/22)、山田町(3/22)、岩泉町(3/22)、田野畑村(3/22)、大槌町(4/23) 《宮城復興局管内》 石巻市(3/27)、女川町(3/27)、名取市(3/27)、七ヶ浜町(3/27)、気仙沼市(4/18)、南三陸町(4/18)、女川町(5/21)、女川町(6/5)、東松島市(6/5)、山元町(6/10) 《福島復興局管内》 新地町(6/20)、相馬市(6/20)、南相馬市(調整中) ・釜石市内の防潮堤事業のモデルケースについて、取組成果を公表(4/26) ・大槌町の防災集団移転促進事業をモデルに選定し(3/23)、具体の相談に対応。 【主な取り組み実績】 ・用地業務の外注促進(各市町村) ⇒東北地方整備局の協力を得て市町村に用地交渉業務や権利者調査の外注事例を紹介 ・財産管理制度について知りたい(女川町、東松島市) ⇒仙台家裁の協力を得て対応 ・相続等について勉強したい(山元町) ⇒宮城県司法書士会の協力を得て、山元町役場で職員勉強会を開催 ・地権者が海外にいる場合の参考事例が欲しい(大船渡市,東松島市) ⇒東北地方整備局の協力を得て事例提供 ・復興事業に係る証明書等の公用請求の迅速化を支援して欲しい(釜石市な 超興庁から要請し、総務省、法務省が連携して全国の自治体等に協力依頼(通知発出)	

## 住宅再建・復興まちづくりための加速化措置 ( 用地取得の迅速化、 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化 (2))

	( 用地取得の延速化、 壁蔵文化射光掘調査の商系化・延速化 (2/ )							
課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況	課題と今後予定している主な施策			
<u>用地取得の迅速</u> 化②	理の迅速化(不在者財産管理制度・相続財産管理制度	況(財産管理人の選任まで	(財産管理人の選任まで1カ月 程度等)の自治体への周知及 び自治体における申立てガイ		・引き続き,現在の取組を続けながら状況を注視し,課題が 生じた場合には適切に対応する予定。			
		護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化	・自治体との連携、自治体に よる申立てガイドラインの作成 に協力 ・通常必要な手続の代替とし て、行方不明者届、未発見者 証明書等の活用による手続の 迅速化 ・震災関連事件対応のため書 記官等約25人の増配置、震災	・ 震災を原因とする所在不明の場合における手続の簡素化。通常必要な手続の代替として、行方不明者届等の活用。 ・ 手続の迅速化(申立書類の審査から調査嘱託までを短期間で実施)。 ・ 前記モデルを参考にQ&Aを作成中。				
				・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(25年4月3日)				
				・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日)				

# 住宅再建・復興まちづくりための加速化措置 ( 用地取得の迅速化、 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化 (3))

	( 市地状所の地をに、 生成人に対元油明直の自来に 地をに (0) /					
課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況	課題と今後予定している主な施策	
<u>用地取得の迅速</u> 化③	- 土地収用手続きの迅速化			・25年4月26日に被災三県から今後の申請予定案件等についてヒアリングを実施し、申請書の作成に当たっての留意点等のモデル事業の実施により得られた知見等について共有。 ・25年5月24日に、宮城県の申請予定案件についての打合せを実施。申請書類の作成に岩手県のモデル事業を活用。	あった場合、2ヶ月以内を目標として迅速に処分。	
		⑩国交省職員による実務研修 の実施		・25年5月に国土交通大学校において、土地収用手続に関する5日間の実務研修を実施(岩手県・宮城県からは計3名参加)。 ・25年5月-6月に、東北地域の用地職員を対象とした収用実務研修を計3回実施。		
			会と他の説明会の開催を兼ね	・25年4月5日に発出した通知に沿って、25年4月14日に岩手県が土地収用法に基づく説明会を開催(用地説明会と兼ねることにより、当初の予定より3か月程度前倒しで実施)。		
				・国土交通省本省・東北地方整備局・各県の担当窓口を整理し、各県の起業者、収用委員会それぞれにおいて共通の懸案事項等の共有を図ることとした。	共有を図る。	
					・被災地での用地取得に必要な人材を確保するため、国、県、UR、補償コンサル等が連携し、「まちづくり用地取得促進プロジェクトチーム」を設置し、モデル的検討を実施する予定。	
埋蔵文化財発掘 調査の簡素化・ 迅速化		①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化		・従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とすることなどを通知(23年4月、25年2月)	・被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし、迅速化を支援	
		②民間組織の活用による迅速 な実施		・民間組織の活用(福島県と広野町の事業で導入実施(25年4月)。さらに釜石市、石巻市等で説明会を開催(25年4月、5月)。)	・民間組織の更なる活用の促進(民間活用に知見のある職員の短期派遣等)	
			臣同意前に調査実施可能で	・防災集団移転促進事業において、土地所有者の同意により、大臣同意前に 埋蔵文化財調査が可能であり、当該調査に復興交付金が充てることができる 旨を通知(25年3月15日) (通知を踏まえ、大槌町と浪江町では大臣同意前から発掘調査の調整に着手)		
	・発掘調査体制の充実	④全国から発掘担当者を派遣 (32名(24年10月)→60名体制 (25年4月~)へ 拡充)		・全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月)へ拡充) *24年度派遣職員・派遣元自治体に感謝状(25年5月)	・被災自治体の要望に基づき、発掘担当者を追加派遣(25年 10月予定)	
		⑤「復興交付金」による発掘調 査費用の確保		・「復興交付金」による発掘調査費用を確保(24億円(25年3月まで))		

# 住宅再建・復興まちづくりための加速化措置 ( 人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (1))

		\	(XIAC(XIII)	こうだな古人派、過五谷大小」(「))	
課題	主な対応方針	   主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況	課題と今後予定している主な施策
人員不足 <技術者・技能者の 確保>	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入		・25年5月10日現在、合計145件の復興JVが登録されている。 (宮城県 89件、岩手県 21件、仙台市 6件、石巻市 19件、森林管理局 10件)	・今後も復興JV制度の活用により、地域の雇用に確保しつつ、復興事業の円滑な促進を図る。
		②人材の広域調達に伴う増加 費用の精算払い		・技能労働者を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費等の追加コストを支払うこととした。	
					・引き続き関係省庁、被災地方公共団体、関係事業者団体で構成される協議会において、情報の共有と協議を進め、被災地・被災自治体の意向や事業の進捗状況等を踏まえながら、さらなる対応を検討する
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化		・人材の効率的な活用のために、地元企業の活用を図りつつ、発注ロットの大型化を図る。	
		④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和		・密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の 兼務可能(建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化)	
<b>資材不足</b> <生コン、砂>	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施	①発注者、建設業団体、資材 団体等で構成する情報連絡会 を開催し、需給見通しを共有		・建設資材対策地方連絡会・分会等の開催により、地域ごとにきめ細かな需給 安定化対策を検討 平成23年 6回、平成24年 19回、平成25年 6回(25年6月現在)	・引き続き関係省庁、被災地方公共団体、関係事業者団体で構成される協議会において、情報の共有と協議を進め、被災地・被災自治体の意向や事業の進捗状況等を踏まえながら、さらなる対応を検討する。(再掲)
	・供給体制の拡充	②新たな民間プラントの設置		・民間プラントの増設 震災後6基が増設(25年6月現在) ・ミキサー船の活用 8基が稼働(見通し含む)	
		③原材料の骨材を地域外から 調達		<ul><li>・海運等による地域外からの骨材調達</li><li>平成24年度生コン月平均出荷量の約半分に相当する骨材を地域外から調達</li><li>・直轄ダム等に堆積した砂利を骨材として活用(25年5月より採取開始)</li><li>・コンクリートブロック等、コンクリート製品の活用</li></ul>	
		・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設 や仮置き場所の拡大		・急激な物価変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項の適用) ・資材価格の予定価格への迅速な反映(タイムラグを従来の約半分に縮小)	
		④公共による公共事業専用の プラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三 陸沿岸道路工事のための公 共プラントを国が新設		・宮古・釜石地区において、平成26年度の三陸沿岸道路工事に間に合うよう公 共プラントを国が新設 ・気仙沼・石巻地区の県事業において、公共プラントを新設するスキームを検討 中であり、早急に結論を得る	

#### 住宅再建・復興まちづくりための加速化措置 ( 人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (2) )

	( 人員个足、貧材个足、発注有文援、週止な契約 (2))						
課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況	課題と今後予定している主な施策		
発注者支援 ①		①全国の自治体からの更なる 職員派遣(約1,800人派遣中 (25年2月時点))		・全国の自治体から被災自治体(県及び市町村)へ派遣されている地方公務員 は約2,000人。(25年4月現在) 被災市町村においては他の自治体からの職員派遣や任期付職員の採用等に より約1,700人の人材が確保。(25年4月現在) ・総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要請数(25年5月現 在) (H25年度)1,474人 充足数との差:340人	・依然として340人の要請があることから、引き続き、人的支援の取組を推進		
				・全国の市町村への更なる職員派遣の要請(25年5月現在) 《現役職員の派遣決定数》870人 《任期付職員の派遣決定数》22人	・復興庁と総務省と合同で主な府県・指定都市を訪問し、現 役職員の派遣のほか、任期付職員の採用・派遣について要 請		
		②任期付職員等の採用支援 (24年度約680名採用,25年度 約420名採用予定)		・被災自治体における任期付職員の採用の支援 ・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県 による採用・県下市町村への派遣等について助言 《採用人数》約950人(25年4月時点) 《今後の採用予定》宮城県 238人程度、岩手県 81人程度 福島県富岡町、国見町 若干名	・被災自治体が行う任期付職員の採用について、復興庁と協力して広報を実施		
		③公務員OB、民間実務経験 者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報シス テム構築(約180名登録済(25 年2月時点))		・全国の市区町村OB職員の活用【OB情報システムの構築】 ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを構築 《リスト登録人数》191人 ※総務省スキームによる派遣要請に係る採用決定 19人	・被災市町村の採用状況を見ながら、更なる掘り起こしを行う		
		・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付)		・民間企業等の人材の活用の促進 ・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備 ・経済・業界団体(経団連、日商、同友会等)を通じて民間企業に周知・要請・自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の職員の活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請。	・引き続き、経済団体、業界団体等を通じて周知・要請を行う		
		・青年海外協力隊帰国隊員、 国家公務員OB、民間実務経 験者等から採用等した復興庁 職員を市町村に派遣	•27名派遣(25年4月1日時点)	・25年6月19日時点で、56人の職員を市町村に派遣。	・引き続き取組を推進。		

#### 住宅再建・復興まちづくりための加速化措置 ( 人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (3))

		\ •	(英一人(天刊)	こ、元江日又汲、旭正は天心」(ひ))	
課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	現在の主な対応状況	課題と今後予定している主な施策
発注者支援 ②	・発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等)		・宮城県女川町・東松島市、岩手県陸前髙田市・山田町においてCMRを決定。 ・岩手県宮古市、大槌町、宮城県気仙沼市・南三陸町においてCMRの公募開始	・大槌町において、町が工事をCM方式で発注するにあたり、 UR及び建設コンサルタントが発注者支援業務を実施するモデル事業を実施。 ・今後一層必要とされるマンパワー確保のため、復興市街地整備事業において、引き続きCM方式を効果的に活用し、工事調整業務などの発注業務を外部化すること等により、効率的に外部のマンパワーを活用して工期短縮等を図る。
		⑤都市再生機構(UR)の活用 (25年4月より現地支援体制を 大幅に強化)等	成25年4月:303名	数:約2100 戸)を推進。	・災害公営住宅について、建設工事が本格化すると、資材・ 人材等の不足が顕在化し、進捗に遅れが生じる可能性があ ることから、施工確保に関し、関係者による情報共有のため の情報連絡会の設置を検討する。
適正な契約価格	・実勢価格の契約価格への 適切な反映		①平成25年度公共工事設計 労務単価の改訂 (被災3県の全職種平均で対 前年度比約21%の上昇)		
		②人材や資材の広域調達等 に伴う増加費用の精算払い (再掲)		・技能労働者や資材を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊 費、輸送費等の追加コストを支払うこととした。	・引き続き関係省庁、被災地方公共団体、関係事業者団体で構成される協議会において、情報の共有と協議を進め、被災地・被災自治体の意向や事業の進捗状況等を踏まえながら、さらなる対応を検討する。